

令和 2 年 第 6 回 (臨時)
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (11月 30日)

| | |
|----------------|---|
| 議 事 日 程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出 席 議 員 | 1 |
| 欠 席 議 員 | 1 |
| 議会事務局職員出席者 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 開会・開議宣言 | 3 |
| 会期の決定について | 3 |
| 会議録署名議員の指名について | 3 |
| 議案第 92 号 | 3 |
| 議案第 93 号 | 3 |
| 議案第 94 号 | 3 |
| 議案第 92 号 | 6 |
| 議案第 93 号 | 6 |
| 議案第 94 号 | 6 |
| 閉 会 | 9 |

令和2年 第6回(定例)須恵町議会会議録(第1日)

令和2年11月30日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 議案第92号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例
日程第 4 議案第93号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第94号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 議案第92号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例
日程第 4 議案第93号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第94号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 白水春夫 | 2番 | 男澤一夫 |
| 3番 | 稲永辰己 | 5番 | 藤野正剛 |
| 6番 | 川口満浩 | 7番 | 児玉求 |
| 8番 | 世利孝志 | 9番 | 三角栄重 |
| 10番 | 猪谷繁幸 | 11番 | 田ノ上真 |
| 12番 | 田原重美 | 13番 | 三上政義 |
| 14番 | 今村桂子 | 15番 | 松山力弥 |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 局 長 | 梅 野 猛 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|-------|-----|-------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|---------|-----------------|-------------|
| 町 長 | 平 松 秀 一 | 副 町 長 | 稲 永 修 司 |
| 教 育 長 | 安河内 文 彦 | 総 務 課 長 | 諸 石 豊 |
| 会 計 管 理 者 | 合 屋 浩 二 | 子 ども 教 育 課 理 事 | 御 手 洗 文 生 |
| 地 域 振 興 課 長 | 甲 能 裕 和 | 上 下 水 道 課 長 | 稲 永 勝 章 |
| 健 康 増 進 課 長 | 今 泉 英 明 | 住 民 課 長 | 合 屋 真 由 美 |
| 福 祉 課 長 | 吉 川 聡 士 | 都 市 整 備 課 長 | 世 利 昌 信 |
| ま ち づ く り 課 長 | 平 山 幸 治 | 社 会 教 育 課 長 | 安 河 内 ひ と み |
| 税 務 課 長 | 横 山 剛 | 住 民 課 参 事 | 百 田 敦 |
| 総 務 課 参 事 | 舩 本 直 明 | ま ち づ く り 課 参 事 | 船 井 弘 喜 |
| 子 ども 教 育 課 参 事 | 吉 本 孝 治 | 総 務 課 課 長 補 佐 | 白 水 婦 美 |
| 監 査 委 員 | 吉 松 辰 美 | | |

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

ただいまから、令和2年第6回須恵町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和2年第6回臨時会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は、条例改正3件で、関連議案でありますので一括議題といたします。

委員会付託は、全て総務建設産業委員会となっております。

提案理由の説明後、総務建設産業委員会において審査、終了後、本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、今回は本日1日限りとしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第6回臨時会の会期を、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、第6回臨時会の会期を本日1日限りとすることに決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番議員、2番議員を指名します。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第92号から議案第94号までは関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第3. 議案第92号

日程第4. 議案第93号

日程第5. 議案第94号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第92号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第93号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第94号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第92号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、須恵町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

内容としましては、現在の期末手当の支給割合、年間3.4月から0.05月引下げて、年間3.35月となります。

2ページの附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第93号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、令和2年10月7日の人事院勧告に基づき、特別職職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

議案第92号と同様に、特別職、町長、副町長、教育長の期末手当を0.05月引下げて、期末手当の支給割合を年間3.35月となるものです。

2ページの附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第94号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、令和2年10月7日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

これも、議案第92号、93号と同様に、一般職の期末手当を0.05月引下げて、期末手当の支給割合が年間2.55月となります。

2ページの附則で、第1条、この条例は公布の日から施行することとしております。ただし、

第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしております。

これらの議案の概要につきましては、別に資料を添付しておりますので御確認をお願いいたします。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第92号ですけれども、人事院の勧告は0.05月になっておりますが、2条で0.025月になっていますが、その理由を教えてください。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 年間0.05月の引下げで、支給割合が一般職員は年間2.55月分の支給となります。引下げが0.05月下がるということです。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） これを見ますと、2条では0.05月が半分の0.025月になっていきますよね、だから、この条例では人事院勧告の分の半分になるということではないんですか。

○議長（松山 力弥） 諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） 委員会のほうで説明させていただきますけれども、今年、令和2年度につきましては、もう6月のボーナスは支給しておりますので、12月の期末手当で0.05月引いた分の支給となります。令和3年4月1日以降につきましては、年間0.05月になりますので、6月で0.025月、12月で0.025月下がった分で支給ということになります。

○議員（7番 児玉 求） 分かりました。

○議長（松山 力弥） これで質疑を終結します。

お諮りします。議案第92号から議案第94号までを総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第94号までを総務建設産業委員会に付託します。

ここで、お諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を、総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時24分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題としたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

日程第6. 議案第92号

日程第7. 議案第93号

日程第8. 議案第94号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第92号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第93号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第94号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） お疲れさまです。

議案第92号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

今回の改正は、施行日が異なることから2条立てとなっており、第1条では令和2年12月の期末手当に改正、適用し、第2条は令和3年度以降の6月と12月の期末手当について改正するものです。先ほどの質疑にあったとおりでございます。

3ページをお願いします。

新旧対照表です。第1条で期末手当を令和2年12月の支給割合を100分の170から165へ改め、第2条で令和3年度以降の期末手当の支給割合を100分の165から167.5へ改めるものです。

具体的には、現在の期末手当の支給割合、年間3.40月を0.05月引下げ3.35月とするものです。

2ページに戻っていただきまして、附則で、第1条、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第93号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、人事院勧告に基づき特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

議案第92号と同様に、特別職の期末手当を0.05月引下げて3.35月とするものです。

3ページをお願いします。

新旧対照表です。改正内容は、先ほどの議案第92号とほぼ同じでございますので省略させていただきます。

2ページに戻っていただきまして、附則で、第1条、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第94号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページをお願いします。

新旧対照表です。これも議案第92号、93号と同様に2条立てとなっており、第1条の第19条で、一般職の今年の12月に支給する期末手当について、期末手当基礎額に乗ずる数値を100分の130から125へ改めるものです。

4ページをお願いします。

第2条の第19条で、一般職員の令和3年度以降に支給する期末手当について、期末手当基礎額に乗ずる数値100分の125を100分の127.5に改めるものです。

2ページに戻っていただきまして、附則で、この第1条、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第92号から議案第94号までについて質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第92号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第92号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第92号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第92号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第93号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第93号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第93号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号について討論に入ります。討論ありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第94号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

公務員の給与は民間企業の基準となっております。その変更は全ての労働者に影響いたします。冬季ボーナス、夏季ボーナス、合計0.05月の減額になれば、公務員、民間労働者の労働意欲の減退につながりかねなく、また、景気も後退いたします。

現在、新型コロナ対策等で一生懸命頑張っている労働者に冷や水をかけるようなやり方では、医療関係者等、報われないと思います。

今、必要なのは、冬季ボーナス、夏季ボーナスの減額ではなく、逆に給料を上げて、新型コロナに負けない気持ちを共有し、消費を促し、経済を活性化することではないかと思います。

一般職は現状のままでよいと思います。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第94号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第94号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第94号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日終了後、10時40分より全員協議会を開催します。特別会議室に御集合願います。
会議を閉じます。令和2年第6回須恵町臨時会を閉会します。

午前10時35分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力 弥

署名議員 1 番 白 水 春 夫

署名議員 2 番 男 澤 一 夫